

## **[事案 2019-84] がん給付金支払請求**

・令和2年4月2日 和解成立

### **<事案の概要>**

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成28年11月に慢性骨髄性白血病と診断されたため、平成24年8月に契約したがん保険にもとづき、平成28年12月にがん診断給付金を請求したところ支払われた。その後、前回給付より2年経過したので、診断書を提出すれば新たに給付金を受け取ることができることを募集人に確認し、平成30年12月にがん診断給付金を請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、慢性骨髄性白血病は完治しておらず、現在も医師が治療を継続すべきと判断しており、がんの治療中であることから、がん診断給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)がん診断給付金を支払うためには、前回のがん診断給付金支払事由該当日以降に、新たにがんと診断確定されたことが必要であるものの、申立人には、明らかな再発・転移等、体内にがん細胞があることが認められない。
- (2)申立人の主治医に確認したところ、申立人は分子遺伝学的完全奏効状態とされており、現時点でがん細胞が確認できず、完全奏効時の通院はがんの治療を直接の目的としているとはいえない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。